

京都府Q&A(No.3、No.4)の訂正について

平成18年6月30日

本府におきましては、平成18年4月介護保険法改正に伴う事業者の皆様からの質問について、厚生労働省への確認を踏まえ回答をしておりますが、平成18年6月30日付け【介護制度改革INFORMATION Vol.114】のQ&AVol.5の回答に従来と異なる内容が示されておりますので、下記のとおり訂正をいたします。
京都府Q&Aの該当箇所についても訂正を行っておりますので(次ページ以降に参考掲載)、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

サービス種別	区分	訂正前	訂正後
介護老人保健施設 介護療養型医療施設	リハビリテーションマネジメント加算における個別リハビリテーションの実施要件 【介護制度改革INFORMATION Vol.96】Q&AVol.3 別紙1備考「個別リハビリテーション(1週に概ね2回以上 20分以上/日)」についての解釈	個別リハビリテーションとは、リハビリテーション関係職種(医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)が入所(入院)者に対し、1対1で実施するリハビリテーションをいう。 個別リハビリテーションの実施にあたっては、1週に概ね2回以上、1日につき20分以上の実施が要件とされている。 要件とされている回数及び時間について、リハビリテーション関係職種が1対1でリハビリテーションを実施しなければならない。	個別リハビリテーションとは、リハビリテーション関係職種(医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)が入所(入院)者に対し、1対1で実施するリハビリテーションをいう。 個別リハビリテーションの実施にあたっては、1週に概ね2回以上、1日につき20分以上の実施が要件とされている。 個別リハビリテーションの提供方法としては、週2回以上の内の1回については、20分間以上にわたり1対1の個別リハビリテーションを実施することを必須とし、それ以上の回については、リハビリテーション実施計画書、入所者にとって有効である場合については、概ね10名以下を1カ所に集めて、それぞれの者に対して個別的なリハビリテーションを行いつつ、全体として20分以上のリハビリテーションを実施することも認められるものとする。
介護療養型医療施設	短期集中リハビリテーション実施加算における起算日 同一医療機関内の医療療養病床からの転床の場合についての解釈	同一施設内の医療療養病床から介護療養病床へ転床した場合は、リハビリテーションが必要となった原因疾患が同一であり、かつ、転床前と比較し、実施しているリハビリテーションの内容が変わりが認められないといった場合は、医療療養病床への入院日が算定に係る起算日となる。	同一医療機関内で医療保険適用病床(一般病床・療養病床)から介護療養病床へ転床した場合においても、介護療養病床への転床日が起算日となる。

京都府Q & A (No.3) 2006年5月9日掲載

番号	サービス種別	区分	質 問	回 答	備考
9	介護療養型医療施設	短期集中リハビリテーション加算	<p>介護療養型医療施設における短期集中リハビリテーションの算定にあたり、その要件として「入院した日から起算して3月以内の期間に行った場合」とあるが、同一施設内で医療保険適用病床から介護療養病床へ転床した場合の「入院」の起算日について、以下のとおりでよいか。</p> <p>1 同一施設からの転床の場合</p> <p>ア) 医療療養病床からの転床では、医療での入院日が起算日</p> <p>イ) 医療保険の一般病床からの転床では、介護療養病床への転床日が入院の起算日</p> <p>2 他施設からの転院では、転院後の施設への入院日が起算日</p>	<p>厚生労働省に確認した結果、上記の解釈で支障ない旨の回答を得た。</p> <p>基本的な考え方として、算定に係る起算日は介護療養病床への入院日若しくは転床日となるが、例外的に、同一施設内の医療療養病床から介護療養病床へ転床した場合は、リハビリテーションが必要となった原因疾患が同一であり、かつ、転床前と比較し、実施しているリハビリテーションの内容に変わりが認められないといった場合は、医療療養病床への入院日が算定に係る起算日となる。</p> <p>当解釈は理学療法等についても同様に適用されるとのことでした。</p> <p>なお、平成18年3月31日をもって廃止されたリハビリテーション計画加算において、算定月の考え方が「同一医療機関において医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合も、当該医療機関に入院した日の属する月を入院初月として起算する。(H15.5.30付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「17特定診療費」Q22)」として示されていること等との関連についても改めて確認したところですが、起算日の考え方が上記回答の内容に整理されたとのことでした。</p> <p><平成18年6月30日訂正> 【介護制度改革INFOMATION Vol.114】 Q & A Vol.5 (問2)により、上記回答を修正します。</p> <p>同一医療機関内で医療保険適用病床(一般病床・療養病床)から介護療養病床へ転床した場合における起算日は、介護療養病床への転床日となります。</p> <p>また、他施設からのについては、従来から変更はなく、転院後の施設への入院日を起算日とすることとなりますが、短期集中リハビリテーションの必要性及び効果について、適切なマネジメントを行ってください。</p>	6/30訂正

京都府Q&A(No.4) 2006年5月11日掲載

番号	サービス種別	区分	質 問	回 答	備考
96	老人保健施設	リハマネジメント	リハマネジメント加算の算定要件は？	<p>【介護制度改革INFORMATION Vol.96】 Q&AVol.3(問い1)を参照してください。</p> <p><平成18年6月30日訂正> 【介護制度改革INFOMATION Vol.114】Q&AVol.5 (問4)も併せて参照してください。</p>	6/30 訂正
99	老人保健施設	リハマネジメント	リハビリマネジメント加算について、加算基準全て適合して運営を行っている場合、短期集中リハ実施を実施する度に加算を算定してもよいのでしょうか？また、週1回、月1回以上実施という規定はないのでしょうか？	<p>【介護制度改革INFORMATION Vol.96】 Q&AVol.3(問い1)を参照してください。</p> <p><平成18年6月30日訂正> 【介護制度改革INFOMATION Vol.114】Q&AVol.5 (問4)も併せて参照してください。</p>	6/30 訂正